

### 令和5年度 下田小学校 いじめ防止等のための組織

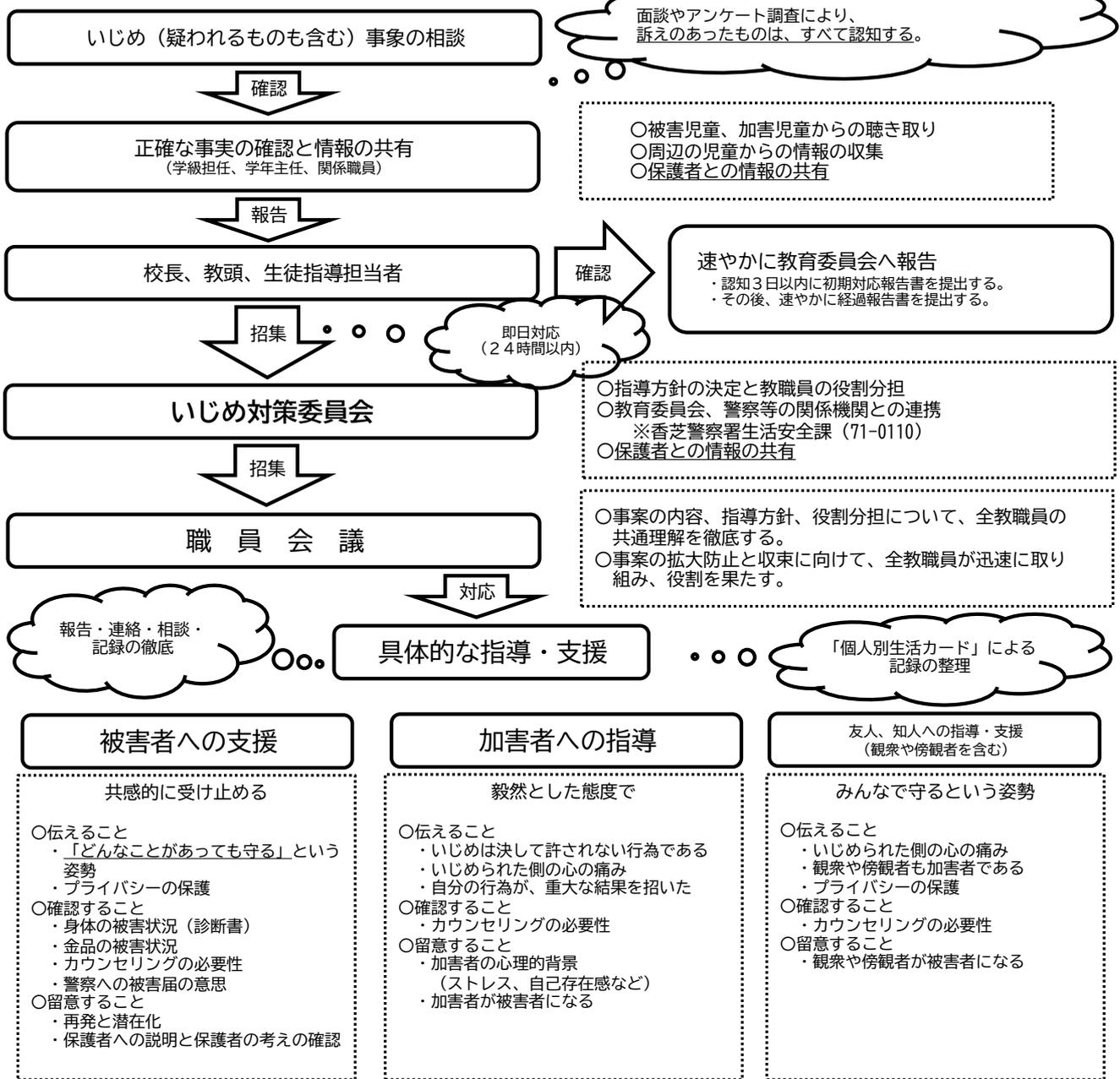
**いじめ対策委員会**  
(「いじめ防止対策推進法第22条」)

校長・教頭・教務主任・生徒指導担当教員・  
教育相談担当教員・養護教諭・学年主任 等

※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクール  
ソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を願う。

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び  
いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、  
組織的な対応を行うため中核となる組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱  
え込むことのないように、教職員全体で共通理解を  
図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校  
全体で総合的ないじめ対策を行う。

#### 組織対応の流れ



**再発防止のための保護者・地域・関係機関などと連携した見守り**

重大な事態への対応

- ・速やかに教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて警察等への関係機関に連絡する。
- ・教育委員会の指導・支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決に努める。
- ・事案により、当事者の合意を得たうえで、事案の説明文書の配布や緊急保護者会等の開催を検討する。
- ・マスコミ等の対応は、管理職を窓口とする。